

松崎町農畜産物等放射性物質検査助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松崎町内で生産された農畜産物等を安心して出荷できるよう、農業者等が農畜産物等の放射性物質を検査するために、検査機関に委託した費用について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、松崎町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和33年松崎町規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることのできるものは、次の各号のいずれかに該当し、かつ町税等の滞納のないものとする。

- (1) 町内に住所を有する農業者及び農業者組織
- (2) 町内に事務所を有する農業生産法人

(助成対象農畜産物等)

第3条 助成金の交付の対象となる農畜産物等は、助成対象者が自ら生産し販売等を行う農畜産物及び加工品とする。

(助成対象検査)

第4条 助成金の交付の対象となる検査は、次のとおりとする。

- (1) ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法による検査その他これに準ずる検査とし、検査項目は放射性ヨウ素131、放射性セシウム134及び放射性セシウム137とする。
- (2) 農畜産物等1品目につき1回とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、放射性物質検査に要する費用のうち、農畜産物1品目につき、対象費用の2分の1以内とし、1万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、松崎町農畜産物等放射性物質検査助成金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定をし、松崎町農畜産物等放射性物質検査助成金

交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の規定による助成金の交付決定を受けたもの（以下「助成事業者」という。）は、事業完了後速やかに実績報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（助成金の請求）

第9条 助成事業者は、前条の規定による実績報告書の審査を受けた後、請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

松崎町農畜産物等放射性物質検査助成金交付申請書

年 月 日

松崎町長 様

住 所  
氏 名 印  
電 話 番 号

松崎町農畜産物等放射性物質検査助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

また、申請者の町税等の納付状況について、松崎町が調査することに同意します。

記

- 1 交付申請金額 金 円
- 2 検査を行う機関の名称
- 3 品 目
- 4 検査予定日
- 5 添付書類
  - (1) 検査機関への依頼書の写し
  - (2) 検査費用が確認できる書類の写し
  - (3) その他

様式第2号（第7条関係）

松崎町農畜産物等放射性物質検査助成金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

松崎町長 印

年 月 日付けで申請のあった松崎町農畜産物等放射性物質検査助成金の交付については、次のとおり決定します。

1 決定の内容

助成金の額 金 円

様式第3号（第8条関係）

実績報告書

年 月 日

松崎町長 様

住 所  
氏 名 印  
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により助成金の交付の決定を受けた農畜産物等放射性物質検査を受けたので、関係書類を添えて報告します。

1 添付書類

- (1) 領収書その他の助成対象検査に係る支払が完了していることが確認できる書類の写し
- (2) 助成対象検査の内容が確認できる書類の写し
- (3) その他

様式第4号（第9条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により助成金の交付の  
決定を受けた松崎町農畜産物等放射性物質検査助成金として、上記のとおり請  
求します。

年 月 日

松崎町長 様

住 所  
氏 名 印

振込先  
金融機関名  
口座種別  
口座番号  
フリガナ  
口座名義人